

## 質疑応答書

| 番号 | 仕様書頁等 | 質問   | 回答   |
|----|-------|--|--|
| 1  | 仕様書   | 施設の現在の電力供給会社及び現在の計量日を教えてください。                                  | 株式会社イーセルです。計量日は毎月1日です。                                 |
| 2  | 仕様書   | 施設について、自動検針装置はついていますか。   | 自動検針装置はついています。   |
| 3  |       | 施設について、自家発補給電力の契約はありますか。ある場合は契約電力(kw)、使用予定期間を教えてください。          | 自家発補給電力の契約はありません。                                      |
| 4  | 入札説明書 | 入札書に記載する日付は作成日でよろしいでしょうか。                                      | 入札説明書9(3)ウに記載のとおり、入札書の日付は提出日(令和7年1月22日まで)を記入してください。    |
| 5  | 入札説明書 | 入札額の算定時の力率について、力率100%で算定してよろしいでしょうか。(力率割引を考慮する)                | お見込みのとおりです。  |
| 6  | 入札説明書 | 入札金額の積算につきまして、基本料金及び電力料金の単価は税込、税抜どちらになりますでしょうか。                | 入札附属書にて税込の単価で積算した1年間の予定総額の110分の100に相当する金額を入札金額としてください。 |
| 7  | 入札説明書 | 入札算定額の各計算過程における端数処理について指定はありますか。                               | 入札説明書9(3)エ注2ただし書きに記載のとおりです。                            |
| 8  |       | 弊社は環境配慮の観点より、紙請求書については廃止、電子請求書でご対応は可能でしょうか。                    | PDFファイル等で提出されたものが、適法な支払請求書であれば、問題ありません。                |
| 9  |       | お客様にはお客様専用Webページに請求書を確認頂くことになりますが、問題ありませんでしょうか。(Webからダウンロード可能) | Webからダウンロードし印刷した物が、適法な支払請求書であれば、問題ありません。               |
| 10 |       | 発行される請求書につきましてはすべて【税込】単価の記載となりますがご了承いただけますでしょうか。               | 問題ありません。   |
| 11 | 契約書   | 契約書に記載の契約単価も【税込】単価とさせていただきますがご了承いただけますでしょうか。                   | 問題ありません。   |

|     |  |   |
|-----|--|---|
| 1 2 | ダウンロード可能な請求書へは電子印がされているため、請求担当者等の記載は対応しておりません。ご了承いただけますでしょうか。  | 問題ありません。  |
| 1 3 | 電子請求書の対応不可の需要家様へ特別処置として紙請求書を発行した場合、請求書の到着が使用月に対し翌月の 15 日前後となります。(長期連休時に 20 日頃になる可能性がございます) ご承諾いただけますでしょうか。 | 問題ありません。  |
| 1 4 | 請求書の支払い期限は請求書受領後 30 日以内に振込となります。(年度末でも同様) ご承諾いただけますでしょうか。  | 問題ありません。  |
| 1 5 | 弊社では供給施設内にご入居されている企業様に対して個別に請求書を発行する事が出来ません。ご了承いただけますでしょうか。(自動販売機・施設内の売店等)                                 | 請求書の分割発行を求める事はありません。  |
| 1 6 | 毎月の請求書は各施設を 1 枚にまとめた一括の請求書、または各施設につき 1 枚の請求書発行方法のみとなりますが問題ございませんでしょうか。                                     | 各施設 1 枚であれば、問題ありません。  |
| 1 7 | 複数施設のうち指定の施設のみを 1 枚にまとめて発行するグループ請求書の発行には対応できません。ご了承いただけますでしょうか。  | 各施設 1 枚であれば、問題ありません。  |
| 1 8 | 弊社の請求書は、原則、Web サイト上で速報版請求書翌月 5 営業日より順次掲載、確定版請求書を翌月 7 営業日夕方より順次掲載致します。ご了承いただけますでしょうか。                       | 問題ありません。  |
| 1 9 | 燃料費調整単価について弊社では請求金額算出にあたり「みなし一般電気事業者」の燃料調整費算出式、及びその算出式を用いた燃料調整費単価を適用しております。ご了承いただけますでしょうか。                 | 燃料費等調整の実施等については、契約書第 10 条第 3 項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。 |

|    |   |  |
|----|---|--|
| 20 | 発行される請求書につきまして「燃料費調整単価」「市場価格調整単価」の項目は分かれず合計値で「燃料費調整額」と表記される形となりますが問題ございませんでしょうか。                            | 燃料費等調整の実施等については、契約書第10条第3項に記載のとおりであり、契約締結後、協議の上、定めることとなります。  |
| 21 | 当該地域を管轄する電力会社(一般送配電事業者を含む)による「制度変更」等の変更が行われた場合、「世界情勢や金融・燃料費変動によって入札時との状況の変化が発生した」事により、協議に応じていただくことは可能でしょうか。 | 一般送配電事業者が定める託送供給等約款などの契約要綱の変更、あるいは法制度の改正等により、応札額あるいは契約内容に影響を及ぼす場合で、入札書の提出までに予見できなかったものについては、影響が及びうる事項につき、変更協議をすることは可能です。 |
| 22 | 電気利用者の利益保護の観点及び使用状況等確認させていただくため、弊社が落札させていただいた場合、「直近1年分の30分値データ」をエクセルデータにてご提供をお願いしております。ご対応いただけますでしょうか。      | 令和6年4月分以降であれば協議のうえ対応可能です。  |
| 23 | 30分値データ等をお持ちでなく提供ができない方 落札時に「30分値データ取得についての同意書」へご捺印・ご提出のご対応は可能となりますでしょうか。                                   | 契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。  |
| 24 | 当該書面を提出いただくことにより広域機関から弊社への貴施設30分値の広域機関より提供いただくことが可能となりますですがこちらの対応も難しいでしょうか。こちらも落札後の対応となります。                 | 契約締結後、契約書第18条第1項に基づく協議の上、対応することとなります。  |
| 25 | 施設において建築・増築にかかる移転はございますか。   | 建築・増築にかかる移転の予定はありません。  |
| 26 | 供給開始後期間中に引き込み位置の移設・変更等、工事や設備工事(設置・撤去を含む)のご予定はありますでしょうか。   | 予定はありません。  |
| 27 | 契約開始後に発生しました工事作業及び工事申込に関しましては工事予定日2か月前までに弊社と協議を行っていただくことをご了承いただけますでしょうか。                                    | 契約開始後、契約書第18条第1項に基づく協議は可能です。   |

|    |   |   |
|----|---|---|
| 28 | 開札結果について公開方法・範囲を教えていただけますでしょうか。<br>あるいは開札結果を開札日(あるいは翌日)に電話かメール等でご連絡をいただくことは可能でしょうか。 | 広島市ホームページで、落札金額を総額のみ公表します。落札者以外の者に、個別に開札結果の連絡を行うことはありません。 |
| 29 | 落札時、電力切替手続きにおいて、必要な情報を確認したく、最新請求書1ヶ月分の写しをご提出いただくことは可能ですか。                           | 現契約者との協議のうえ、電力切替え手続きに必要な情報のみ、情報提供することは可能です。               |
| 30 | 入札時に提出する内訳書について、各施設別に内訳書が必要となりますでしょうかまたは全施設をまとめた内訳書1枚にて対応可能でしょうか(同一単価での提出になります)。    | 入札附属書(入札書積算内訳)については全施設をまとめて記載して構いません。                     |

注 この質疑応答書は、仕様書の追補とみなす。なお、この用紙には業者名を記入しないこと。